

「事務系システム用サーバー式の借入及び保守 仕様書案」に対する意見招請の結果について

令和5年3月10日
北海道開発局開発監理部

仕様書案について意見招請したところ、以下の内容の意見書の提出がありました。提出された意見とそれに伴う対応について、次のとおり回答します。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
1	13～14	第3章 各業務システムの移行	各業務システムの移行にあたっては、以下に示す各項の要件を満たすものとする。	本業務にて移行対象となる「各業務システム」をすべて明記していただきたい。	作業対象を明確化するため。また、積算に必要となるため。	有	「各業務システム」は第1章「1 調達の目的」に列記しています。 ご意見を踏まえ、「第1章 1 調達の目的」を修正し、本仕様書で使用する用語として『各業務システム』の定義を明確にします。
2	3	8 情報セキュリティ対策	全般	「各業務システム」にかかる範囲を明確にしてください。	「各業務システム」は移行が本調達範囲であり、借入及び保守期間の対象ではないと考えます。「各業務システム」は移行作業のみとなる認識のため、移行作業時に置いては(1)(5)～(9)は対象と考えますが、(3)(4)の脆弱性については、業務システム自体の問題となるため、対象範囲外と考えます。また、借入及び保守期間においては、すべての項目において「各業務システム」は対象外の認識です。	有	「各業務システム」に係る作業は、更新サーバーへの移行、稼働に係る諸設定、動作確認までであり、借入及び保守期間における各業務システムの運用保守については本調達の対象外となります。ご意見を踏まえ、「各業務システムの移行」に係る作業範囲がより明確となるよう第3章を修正します。 「第1章8情報セキュリティ対策」(3)(4)の脆弱性対応については、「各業務システム」は対象としていません。ご意見を踏まえ、より明確となるよう当該箇所を修正します。
3	16	4 契約不適合対応	納入成果品に修補すべき契約不適合がある	本賃貸借及び保守における「納入成果品」は何を対象としているのか明記していただきたい。	「納入成果品」という文言が、この条項にしか記載されておらず、その対象が不明確であるため。	有	「納入成果品」は、他の条項で記載している「成果品」と同義です。ご意見を踏まえ、仕様書を修正し「成果品」に統一します。
4	6	第2章 機器及びソフトウェア仕様 1 サーバ1(仮想集約サーバ1)、サーバ2(仮想集約サーバ2)	DBMS はOracle Database 19c Standard Edition をProcessor ライセンスによりインストールし、稼働可能な状態に設定すること。	Oracleのバージョンの変更をご検討いただくか、保守要件の記載の除外・修正をご検討ください。	「Oracle 19c Standard」はメーカーのサポート期限が「2027.4.30」までとなり、借入及び保守期間において「第5章 保守等 2 ソフトウェアに関する製品保証及び保守」の要件を満たすことができません。	無	現在リリースされているOracle Databaseの中で、Long Termリリースである19c は最もサポート期間の終了が遅いため、バージョンの変更は行いません。なお、2027年4月30日のExtended Support終了以降は、Sustaining Supportによるものと考えています。
5	8	第2章 機器及びソフトウェア仕様 2 サーバ3(業務支援サーバ)	データベース管理システムとしてOracle Database 19c Standard Edition のProcessor ライセンスをインストールし、稼働可能な状態に設定すること。	Oracleのバージョンの変更をご検討いただくか、保守要件の記載の除外・修正をご検討ください。	「Oracle 19c Standard」はメーカーのサポート期限が「2027.4.30」までとなり、借入及び保守期間において「第5章 保守等 2 ソフトウェアに関する製品保証及び保守」の要件を満たすことができません。	無	同上

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
6	13~14	第3章 各業務システムの移行	(1)各業務システムにおける移行は原則として現行のシステム環境を踏襲すること。各業務システムのインストール、セットアップ、データ移行、データバックアップの設定及び稼働に係る諸設定を実施するものとする。また、全体の移行の整合性や、他システムとの連携等、当局の運用を考慮した作業を実施すること。	OSやミドルウェア(主にOracleのバージョン)の変更に関連する「システム改修」は、本調達の範囲外であることを明記いただきたい。※ただし、プログラム修正ではなく、移行に必要な軽微なシェルの修正等、環境調整は必要と考えています。	本業務における作業範囲はあくまでシステムの移行であり、システムの改修(プログラム修正)等は含まれない(別業務)との認識です。OSやミドルウェア(主にOracleのバージョン)の変更に関連するシステム改良は、改良業務であり別で調達され、対応済みのシステムの移行のみが本業務の範囲との認識です。システム改良も本業務に含まれる。とする場合は、改良業務の要件、要求仕様等が必要になると考えます。	有	ご意見にあるミドルウェアの範囲が不明ですが、第1章「1 調達の目的」に列記している「各業務システム」の移行にかかる作業範囲に、OS及びOracleのバージョン変更に伴うシステム改良は含まれません。ただし、「各業務システム」に関しても、システム改良ではなくサーバ間の移行に伴って必要となる環境設定等の変更等は含まれます。 ご意見を踏まえ、「第3章」にその旨反映するよう仕様書を修正します。
7	記載なし	第2章 機器及びソフトウェア仕様	無し	機器構成において、KVM等、ネットワーク経由ではなく直接サーバを操作できる機器の導入をご検討ください。	通常メンテナンス作業時やOSが起動しない等の問題発生時(特にWindowsServer)は、ネットワーク経由での接続確認が出来ないことがあります。そのため、直接操作できる機器が必要であると考えます。	無	サーバの操作に関して機器の変更が必須となる根拠が確認できませんので、仕様書の修正は行わないこととします。また、サーバ接続等、仕様を満たすために必要なインターフェースは本調達の対象に含まれます。 なお、サーバのOSが起動しないような問題発生時の対応は、保守対応の範囲に含まれるものと考えています。
8	2	3 借入及び保守期間	①導入準備期間は令和5年9月30日(土)までとする。	落札決定から賃貸借開始までの期間を最低でも6ヶ月以上にしていただけるようご検討ください。	昨今の世界情勢から、ハードウェアの納期が時間を要すると予想されます。一時期より改善傾向にあるものの、早いもので2~4ヶ月程度時間を要します。設定・据付・調整さらに業務システムの移行にかかる期間を考慮すると、最低でも6ヶ月は必要と考えている次第です。 ※発注前にメーカーからハードウェアの納期の確約を得ることは困難です。	有	ご意見を踏まえ、本調達の競争性確保の観点から、導入準備期間を6ヶ月程度確保するよう仕様書に反映します。
9	5~6及び8	第2章 機器及びソフトウェア仕様 1 サーバ1(仮想集約サーバ1)、サーバ2(仮想集約サーバ2) 3 ディスクアレイ装置	3 ディスクアレイ装置 (1)ハードウェア仕様及び設定 ウ)インターフェース及び接続 ・仮想集約サーバ2台(FCポート)及び業務支援サーバ(FCポートまたは10GBASE-Tポート)との接続は、冗長化した接続とすること。	1 サーバ1(仮想集約サーバ1)、サーバ2(仮想集約サーバ2) カ)インターフェース FCポート数量明記ください。	「ディスクアレイ装置」と接続する「仮想集約サーバ」側のポートの記載がありません。	有	ご意見を踏まえ、仕様書「第2章 1 サーバ1(仮想集約サーバ1)、サーバ2(仮想集約サーバ2)」へ以下を追記します。 「・ディスクアレイ接続:FCポートを2ポート以上とすること。」
10	7	第2章 機器及びソフトウェア仕様 2 サーバ3(業務支援サーバ)	(1)ハードウェア仕様 カ)インターフェース ・磁気テープ装置接続:SASポートを1ポート以上とすること。	記載の削除をお願いします。	機器仕様内に「磁気テープ装置」が無いため不要と考えます。	有	ご指摘のとおり、仕様書「第2章 2 サーバ3(業務支援サーバ)」より以下の記載を削除します。 「・磁気テープ装置接続:SASポートを1ポート以上とすること。」
11	11	7 ネットワーク機器	全般	LAN配線作業は指定の導入ラック内で完結する想定です。 ラック間配線も本業務となる場合は明記ください。	L2SWと既存L3SW間のラック間をまたぐ配線は既存を利用することを想定しているため、ラック間配線が必要な場合はその部分の積算が必要になります。	有	既存L3SWは、本業務で調達するL2SWを収納する予定のラックとは別のラックに設置されており、L2SWと既存L3SWのラック間配線も本業務に含みます。ご指摘を踏まえ、仕様書「第2章 7 ネットワーク機器」へ以下を追加します。 (4)L2SWと既存L3SWは別のラックに収納されるため、ラック間の配線を実施し接続すること。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
12	別紙2	ネットワーク構成図(案)	全般	8 外部記憶装置(バックアップ装置)の接続方法が記載されていません。明記ください。	8 外部記憶装置(バックアップ装置)の接続方法が不明なため。	無	「第2章8」の外部記憶装置では、仕様書に示すバックアップの取得が実現できれば良いことから、具体的な接続方法は本仕様書で限定せずに受託者の提案等を含めて決定することを想定しています。このため、仕様書の修正は行いません。